

平成29年 1月

お客さまへ

株式会社大東銀行

## 投資信託の「償還乗換優遇制度」廃止に関するご案内

### 記

当行では、投資信託の販売開始当初から「償還乗換優遇制度」を導入し、投資信託の償還が決定した銘柄を保有するお客さまにご案内してまいりましたが、平成29年2月1日をもちまして廃止いたしますのでお知らせします。

お客さまには、今後もより良い金融商品のご提供やサービスのご提供に精一杯努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に伴うお客さまのお手続きは必要ございません。  
今後とも、大東銀行をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

※償還乗換優遇制度とは、ファンドの償還金で別のファンドを新たに購入する場合、一定期間内に一定金額の範囲内でお申込手数料が無料になることをいいます。

《ご照会先》 お取引店へお問い合わせください。